

亀山市告示第32号

亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱等の一部を改正する告示

(亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年亀山市告示第118号の4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表(第2条、第4条、第6条関係) 1 障がい者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が <u>主務大臣</u> が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)を除く。以下同じ。)に給付する用具の種目等 [略] [2 略]	別表(第2条、第4条、第6条関係) 1 障がい者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が <u>厚生労働大臣</u> が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)を除く。以下同じ。)に給付する用具の種目等 [略] [2 略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱(平成19年亀山市告示第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲

げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、地域生活支援事業として、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に意思疎通支援（<u>手話その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する主務省令</u>で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進及び社会参加の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、地域生活支援事業として、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に意思疎通支援（手話その他<u>厚生労働省令</u>で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進及び社会参加の促進を図ることを目的とする。</p>

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。